

# しおかぜ病院「適切な意思決定支援」に関する指針

## 1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者・家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者・家族等(\*1)に対し適切な説明と話し合いを行い、全ての人に意志があるという前提に立ち、本人の意思決定を基本とし一人ひとりに合わせた医療・ケアを進めるものとする。

\*1：「家族等」とは、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の患者本人を支える存在である。したがって民法上の「親族関係」のみを意味せず、より広い範囲の人（親しい友人）を含むこともありえる。患者の信頼や日常生活における信頼関係等に基づいて慎重に検討し判断する。

## 2. 「人生の最終段階」の定義

- ①慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
  - ②脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合
  - ③がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測が出来る場合
- なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者の状態を踏まえて、多職種にて検討、判断するものとする。

## 3. 人生の最終段階における医療、ケアのあり方

1. 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種の医療従事者と十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
2. 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を行い、本人との話し合いを繰り返し行うものとする。
3. 本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに

先立っては、特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが望ましい。

4. 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアに携わる多職種によって医学的妥当性と適切性を元に慎重に判断する。
5. 可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
6. 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

#### 4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとする。

＜本人の意思の確認ができる場合＞

1. 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。

そのうえで、本人と医療との合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多職種の医療従事者で方針の決定を行う。

2. 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものであることから、医療チームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。

また、このとき、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。

3. このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録に残しておく。

＜本人の意思の確認ができない場合＞

家族や医療職は患者又は利用者等との意思疎通が困難になった場合、患者又は利用者等の希望や意思に沿った治療を実施するためには、患者又は利用者等の事前意思の確認や代理決定者としての家族の存在が重要になる。

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、慎重な判断を行う。

1. 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。

2. 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。  
また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、を繰り返す行う。
3. 家族等がない場合及び家族等が判断を医療側へ委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとる。
4. このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録へまとめておく。

#### 5. 治療行為に関する「事前要望書」について

患者の病状や理解能力、感受性などを考慮し、画一的ではなく個別に対応する。

令和6年4月1日  
医療法人社団三和会 しかぜ病院長